

助成対象経費に関する留意事項

新宿区福祉部障害者福祉課

新宿区障害者福祉活動事業助成金の助成対象経費については、別紙「助成対象経費一覧表」のとおりです。近年、申請事業の内容が多様化し、助成対象として認められない経費の申請・報告が発生していることから、下記のとおり留意事項をまとめました。

<助成対象経費として認められないもの>※以下における「会員」とは、役員を含みます。

① 申請団体の会員に対する講師謝礼は、認められません。

→ 本助成事業の講師謝礼は、外部から講師を招いて事業実施をする際に外部講師に支払うものを想定しているため、原則として会員に対する謝礼は、助成対象経費として認められません。

ただし、会員の中に専門的技術を持っている方がおり、障害理解・啓発のためにその技術を使用しなければ事業の実施が困難な場合は、事業実施前にご相談ください。単なる講演会の講師謝礼は認められません。

② 講師に支払う交通費は認められません。

→ 本助成事業の助成対象経費における「交通費」は、研修等で会員が遠隔地に行かなければ事業実施できない場合に発生するバス等公共機関利用料を想定しています。講師に支払う交通費は、講師謝礼の中に含まれていますので、認められません。都外等の遠隔地から講師を招へいする場合も、同様の取扱としますので、ご了承ください。

③ 申請団体の会員に支払うボランティア謝礼は、認められません。

→ 本助成事業のボランティア謝礼は、事業実施をする際に外部ボランティアを依頼する場合に支払うものを想定しています。申請団体が実施する事業について、団体の会員がボランティア等の役務の提供を行う場合は、助成対象経費としては認められません。経費の名目が「ボランティア謝礼」ではない場合も、会員に対する人件費と考えられる場合は、同様の取扱とします。

④ 事業実施後、個人に帰属するものは、認められません。

→ 本助成事業の消耗品費における学習材は、事業実施の中で使用するものに限られています。事業実施後、持ち帰って使用するものは助成対象経費として認められません。

例：大会の参加記念品にかかる経費、教室でプリントを学ぶために購入したTシャツ代等

⑤ 団体として所有すべき備品は、認められません。

→ 本助成事業の助成対象経費となる消耗品費は、申請事業を実施する中で全て使い果たし、使用価値がなくなるものに限られています。団体として所有すべき備品、申請事業以外に使いまわすものは助成対象経費として認められません。

例：スポーツ大会で使用するボール、ネット等

⑥ 申請団体の会員が経営する、もしくは役員を務める会社等及び申請団体の会員に対しての支出は、認められません。

→ 助成金の使途が不透明になる可能性があるためです。このことについては、謝礼のみでなく消耗品費、会場費を含む全ての助成対象経費項目について認められません。

例：関連会社への業務委託に関する支出、関連会社からの消耗品の購入、会員が記録DVDや会報を作成したことに対する謝礼等

<事業内容の変更について>

申請時に提出した事業内容から、年度途中で事業内容が変更になる場合(事業の一部を実施しない場合含む)は、その事由が発生した時点で、区にご連絡ください。

→ 事業内容の変更は、あらかじめ区長の承認を得る必要があるためです(規則第12条)。実績報告時に事業内容の変更が発覚した場合、助成金を交付できない可能性があります。